

判例評釈

〔商事判例研究〕

早稲田大学商法研究会

## 77 株主総会における取締役解任決議に定足数に欠ける 瑕疵があるとして、決議取消しの訴えが認容された事例

(京都地判平成20年9月24日判時2020号155頁

(一部認容、一部棄却(確定))

内 田 千 秋

### 一 事実の概要

Xは、平成19年12月10日にY社の取締役に再任された者であり、取締役としての任期は、平成21年の定時株主総会の終結の時までとされていた。Xはまた、Y社の株主(保有株式数は2万7027株)であった。

Y社は、海運航空貨物取扱業、通関業、国際複合一貫輸送取扱業、梱包取扱業等を業とする株式会社であり、取締役会設置会社かつ監査役設置会社である。Y社の発行可能株式総数は40万株であるが、本件株主総会時の発行済株式は13万株であり、Y社の保有する自己株式は1700株であった。Y社の定款(以下「本件定款」という)には以下の規定がある。

〔普通決議の要件〕

第一八条 総会の決議は法令又は定款に別段の定めある場合を除き出席株主の議決権の過半数を以て決する。」

〔選任〕

第二二条 取締役及び監査役は株主総会において選任する。取締役の選任については発行済株式総数の三分の一以上に当る株式を有する株主が出席しその議決権の過半数を以て決する。但し累積投票に依らないものとする。」

平成20年2月19日に開催されたY社の取締役会の決議によって、Aは代表取締役に選定された。他方、同年3月14日に開催された取締役会の決議によって、同日付でXは代表取締役から解職された。AはXに対し、同年3月22日付で、議題を「①臨時株主総会開催の件、②その他」とする取締役会招集通知を送付

し、同年 4 月 1 日午前10時に取締役会が開催された。

A は各株主に対して、同年 4 月 2 日付で、開催日時を同月10日、会議の目的事項を「決議事項 第一号議案 取締役 X 氏の取締役解任の件第二号議案 取締役 2 名選任の件」とする臨時株主総会（以下「本件株主総会」という）の招集を通知した。同月10日、本件株主総会が開催された。本件株主総会時の総株主の議決権の数は12万8300株であり、出席株主は25名（委任状による出席を含む）、同株主らの保有株式数は 5 万6256株であった。本件株主総会において、① X を取締役から解任する旨の決議事項（以下「本件決議」という）ならびに② B および C を取締役に選任する旨の決議事項が審議され、各決議事項は承認された。

そこで X は、本件決議につき、総会の目的事項について取締役会決議がなかったとして株主総会招集手続の違法があり（争点（1））、また、自己の取締役解任決議について定足数不足の決議取消事由が存在したと主張して、本件決議の取消しを求めた（争点（2））。さらに X は、平成20年 4 月10日（本件決議日）以降、X が Y 社の取締役の地位にあることの確認を求めている（争点（4））。これに対し、Y 社は、X による本件決議の取消しの訴えにつき裁量棄却を申し立てている（争点（3））。裁判所は、以下のように、争点（2）につき決議の方法に瑕疵が存在したとして本件決議取消請求を認容し（争点（2）につき取消事由があったとして争点（1）については判断を行わなかった）、Y 社による裁量棄却の申立て（争点（3））を斥けた。また、本判決は、X による自己の取締役地位確認請求（争点（4））を棄却した。

## 二 判 旨

### 1 本件決議の定足数は不足していたか（争点（2））

取締役解任に関する本件決議の定足数について、X は、本件定款には、取締役解任を対象とする株主総会決議の方法について特段の定めがないので、取締役解任決議の定足数は、会社法309条 1 項に基づき議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席であると主張する。X のこのような主張に対し、Y 社は、取締役解任決議は平成17年会社法の下では普通決議事項であるので、取締役解任決議には本件定款18条が適用されるが、取締役解任決議の定足数は本件定款18条により本来排除されるところ、会社法341条により定足数は 3 分の 1 未満とはならないと解釈すべきであると主張した。この点に関し、裁判所は以下のように判示している。

平成17年改正前商法は取締役の解任を特別決議事項（平成17年改正前商法257条、343条）としていたので、「かかる旧商法の規定は定款18条の法令に別段の定めがある場合に該当し、旧商法下では取締役解任決議について定款18条が適用される

ことはなかった。』

平成17年会社法は取締役解任決議を普通決議事項としたが、「定足数は議決権を行使できる株主の議決権の過半数（定款で3分の1以上の割合を定めた場合はその割合）と規定し…た。また、旧商法では取締役解任決議に定款18条が適用されなかったことからすると、改正後は、取締役解任決議の定足数を定款により法定の定足数（過半数）から法の規定に従って引き下げる意思を有する場合には、その旨を定款に明確に記載すべきである」。しかし、平成17年会社法改正後、Y社が本件定款の規定を改正したとは認められず、本件定款18条に取締役解任決議につき定足数を過半数から緩和する旨が明記されているわけでもないから、本件定款18条から取締役解任決議の定足数を過半数から引き下げるものと読み取ることにはできない。「そうすると、取締役解任決議について規定した法341条は本件定款18条の法令に別段の定めある場合に該当するというべきである。なお、定款22条は、取締役選任について定足数を3分の1として決議要件を緩和しているにすぎないから本件定款18条の『定款に別段の定めある場合』には該当せず、被告の取締役解任決議の定足数は、法341条により議決権の過半数となることは明らかである。』

また、「取締役選任の際の定足数要件は法の定める要件よりは緩和する一方、その解任は法律どおりの要件とすることは十分意味のあることであり、そうした対応が合理性を有することは明らかである。…本件定款22条が解任の場合にも適用されるべき旨の文言を用いていない以上、解任の場合に、本件定款22条が適用又は類推適用されるべきものとはいえない」ない。

裁判所は、以上の判示にもとづき、本件株主総会時の総株主の議決権数は12万8300株（発行済株式総数13万株－自己株式1700株）であり、出席株主の保有株式数は5万6256株であり総株主の議決権の過半数に達していなかったため、本件決議は定足数要件を満たしておらず、本件決議の方法に瑕疵があったとした。

## 2 裁量棄却（争点（3））

Y社は、裁量棄却の申立てにおいて、本件決議において総議決権数の過半数に近い出席があったこと等から、本件決議に瑕疵があったとしても、形式的な軽微な瑕疵であると主張した。

このようなY社の主張に対し、裁判所は、「本件決議には定足数不足の瑕疵があり、かかる瑕疵は決議の方法について法令違反があったといえる。そして、定足数は法又は定款により当該決議を会社の意思とするために必要なものとして規定された株式数であって、定足数を充足することは株主総会が適法に成立するための基本的要件であり、定足数不足の瑕疵は重大な法令違反である」として、Y

社による裁量棄却の申立てを認めなかった。

### 3 地位確認の訴え (争点 (4))

X による自己の取締役の地位確認の訴えに対し、裁判所は、役員解任決議に取消原因がある場合であっても一応決議は成立しているから、役員解任決議の取消の訴えの認容判決が確定するまでは、当該役員はその解任決議により取締役の地位を失うので、X が取締役の地位にあると認めることはできないとして、X による地位確認の訴えを斥けた。

## 三 検 討

本件の原告 X は、株式会社 Y 社 (取締役会設置会社かつ監査役設置会社) の株主であり、取締役であった者である。X は、平成20年 4 月10日に行われた自己を取締役から解任する Y 社の本件決議について、その定足数が満たされていなかったとして、Y 社に対し、本件決議の取消しの訴えを提起した (X は、自己の取締役の地位確認の訴えも提起している<sup>(1)</sup>)。

Y 社は、株主総会の普通決議について定足数を排除していたが、取締役選任決議については、その定足数を発行済株式総数の 3 分の 1 まで引き下げる旨の定款の定めを置いていた。一方、取締役解任決議はこれまで特別決議事項とされていたが、平成17年会社法により普通決議事項とされた。Y 社は、平成17年会社法改正後に、取締役の解任決議の定足数に関する定めを置かなかった。そこで、平成17年会社法改正後に行われた本件決議において、その定足数が問題となった。本判決は、以上のような状況における定款条項の解釈について一定の判断を示したという点で、事例的意義を有するものと考えられる。

また、本判決では、定足数不足という総会決議の瑕疵が問題となった場合に、それが決議取消事由に該当するか、その場合には裁量棄却の対象となるかといった点も争われており、本判決はその点について理論的意義も有している。

そこで以下では、本判決による本件定款の解釈の妥当性、および定足数不足という総会決議の瑕疵の性質という二つの点について検討する。

#### (一) 本件定款の解釈の妥当性

##### 1 取締役の解任決議の定足数

取締役の解任は、昭和25年商法改正までは普通決議事項とされていたが (昭和

---

(1) 本判決の評釈として、大久保拓也・商事法研究69号 (2009年) 14頁以下、山本為三郎・法学研究83巻 6 号 (2010年) 89頁以下がある。

25年改正前商法257条)、同年改正により特別決議事項とされた(昭和25年改正後商法257条2項)。同年改正により取締役会制度が導入されたので、業務執行を委ねられている取締役の地位の重要性にかんがみ、その地位の安定が図られたからである。なお、昭和25年改正は、特別決議の定足数および決議要件を改正し、特別決議は「発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ議決権ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス」ものとしている(昭和25年改正後商法343条<sup>(2)</sup>)。

平成17年会社法は、株主総会による取締役の選解任を通じた取締役に對するコントロールを重視する観点から、取締役解任決議を普通決議事項とした(会社法339条1項、309条1項)。取締役解任決議の定足数は、取締役選任決議と同様に、原則的には議決権を行使することができる株主の議決権の過半数であるが、定款の定めによって、定足数を議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上とすることが認められている(会社法341条)。普通決議一般については、定款の定めによって定足数を排除することも可能とされているので、会社法341条は、取締役の選任決議および解任決議について定款の定めによる定足数の下限を置くものである。

本件のように、普通決議一般の定足数に関する定款の定めと、取締役の選任決議または解任決議の定足数との関係が問題となる場合がある。取締役選任決議は、従来から普通決議事項とされており、その定足数と普通決議一般の定足数に関する定款の定めとの関係について従来から議論がなされていたので、以下ではまず、そうした取締役選任決議に関する議論を検討する。

## 2 取締役の選任決議の定足数と定款の別段の定め

### (1) 取締役の選任決議の定足数

取締役の選任決議は、明治32年商法以来、普通決議事項とされてきた(昭和25年改正前商法254条1項)。昭和25年商法改正までは、普通決議について法律上、定足数が要求されていなかったが(昭和25年改正前商法239条1項)、同年改正により、普通決議は、「本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外発行済株式ノ総

(2) 鈴木竹雄＝石井照久『改正株式會社法解説』(日本評論社、1950年)149頁、服部榮三＝菅原菊志編著『逐条判例會社法全書3』(商事法務研究会、1972年)269頁、上柳克郎ほか編『新版注釈會社法(6)』(有斐閣、1987年)57頁〔今井潔〕。

(3) 特別決議の定足数はその後、平成13年商法改正により「総株主ノ議決権ノ過半数ヲ有スル株主」の出席とされた(平成13年改正後商法343条)。また、平成14年改正商法は、定款の定めによって、特別決議の定足数を総株主の議決権の3分の1まで引き下げることを認めた(平成14年改正後商法343条2項)。

(4) 相澤哲編著『一問一答 新・会社法〔改訂版〕』(商事法務、2009年)116頁〔Q105〕。

数ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス」ものとされた(昭和25年改正後商法239条1項、平成13年改正商法により「総株主ノ議決権ノ過半数」が定足数とされている)。

昭和25年改正後商法239条1項により、普通決議の方法について「定款ニ別段ノ定」を置くことが認められたので、定款の定めにより、普通決議の定足数を軽減または加重し、あるいは定足数を完全に排除することも認められるようになった<sup>(5)</sup>。このような理解にもとづき、昭和25年改正商法は、取締役選任決議について、定款の定めによっても、定足数を発行済株式総数の3分の1未満に引き下げることができないものと定めた(昭和25年改正後商法256条ノ2、平成13年改正商法により「総株主ノ議決権ノ三分ノ一未満」とされている)。取締役会制度の創設にともない取締役の権限が拡大されたので、取締役の選任決議<sup>(6)</sup>について多くの株主の意思を反映させる必要があると考えられたためである。このような昭和25年改正後商法256条ノ2の規定は、昭和25年改正後商法239条1項の「本法…ニ別段ノ定アル場合」に該当する<sup>(7)</sup>。取締役の選任決議の定足数の下限に関するこの規律は、平成17年会社法の下でも維持されている(会社法341条)。

(2) 普通決議一般の定足数を排除する定款の定めと取締役の選任決議の定足数以上の規定から、普通決議の定足数について定款に別段の定めを置かないのであれば、取締役選任決議については、発行済株式総数(総株主の議決権)<sup>(8)</sup>の過半数にあたる出席が必要となる(平成17年改正前商法239条1項)。この場合、定款の

(5) 岡咲恕一『解説改正会社法』(日本経済新聞社、1950年)135頁(岡咲①)、同『新会社法と施行法』(学陽書房、1951年)105頁(岡咲②)、西本寛一『新会社法による模範定款の解説』(布井書房、1950年)65頁、同『株主総会論』(布井書房、1951年)97頁、鈴木=石井・前掲書(注2)127頁、田中誠二『確定改正会社法概説』(千倉書房、1951年)106頁、大隅健一郎=大森忠夫『逐條改正会社法解説』(増補3版)(有斐閣、1952年)208頁、田中耕太郎『会社法概論(下)』(岩波書店、1955年)368頁、石井照久『会社法(上)』(勁草書房、1967年)265頁、松田二郎『会社法概論』(岩波書店、1968年)190頁、大隅健一郎編著『株主総会』(商事法務研究会、1969年)108頁〔山口幸五郎〕・177頁〔菱田政宏〕、田中誠二=山村忠平『五全訂コンメンタール会社法』(勁草書房、1994年)665頁以下、北沢正啓『会社法〔第6版〕』(青林書院、2001年)361頁、大隅健一郎=今井宏『会社法論(中)〔第3版〕』(有斐閣、1992年)95頁。

(6) 大隅=大森・前掲書(注5)239頁、服部=菅原・前掲書(注2)257頁、上柳ほか・前掲書(注2)43頁〔今井〕。

(7) 岡咲・前掲書①(注5)134頁以下、同・前掲書②(注5)105頁、大隅=大森・前掲書(注5)208頁。「本法…ニ別段ノ定アル場合」としてそのほか、特別決議(平成17年改正前商法343条)、競争の認許(昭和56年改正前商法264条2項)、自己取引に関する取締役の責任の免除(平成17年改正前商法266条5項)等が挙げられている。

(8) 岡咲・前掲書①(注5)94頁、同・前掲書②(注5)81頁、田中誠・前掲書(注5)118

定めにより、取締役選任決議の定足数を発行済株式総数（総株主の議決権）の3分の1以上とすることができる（平成17年改正前商法256条ノ2）。

他方、普通決議一般の定足数について定款に別段の定めを置きつつ、取締役選任決議の定足数について何らの定めを置いていない場合には、取締役選任決議の定足数はどのように解されることになるか。この点、学説は、取締役選任決議も本則としては普通決議によるべきであるという立場に立ち、定款をもって普通決議一般の要件を加重している場合には取締役の選任決議も当然にその加重された決議によらなければならないとしている。また、学説は、普通決議の定足数を発行済株式総数（総株主の議決権）の3分の1未満とならない限度で軽減している場合にも、取締役の選任は当然にその軽減された普通決議によるべきであり、とくに取締役の選任決議について同様の定款の規定があることを要しないと説明してきた<sup>(9)</sup>。

問題は、普通決議一般について定款の定めにより定足数を発行済株式総数（総株主の議決権）の3分の1未満としたりは定足数を排除する一方で、取締役選任決議の定足数について定款に何らの定めも置いていない場合である。このような場合には二つの解釈がありうる。すなわち、この場合、普通決議の原則に戻り、取締役選任決議の定足数として発行済株式総数（総株主の議決権）の過半数が必要であるとする解釈と、取締役解任決議の定足数は当然に平成17年改正前商法256条ノ2の認める最低限である発行済株式総数（総株主の議決権）の3分の1にまで軽減されたものとする解釈である<sup>(10)</sup>。学説はおおむね後者の解釈を支持した（以下「通説」とする）。この後者の立場（通説）によれば、普通決議について定足数を排除する定款の規定が取締役選任決議をも含むとすれば、その取締役選任決議に関する部分の定款の規定は無効であるが、一部無効の理論により、当事者の

頁、鈴木=石井・前掲書（注2）130頁。

(9) 大隅・前掲書（注5）259頁〔山口〕、大森忠夫ほか編『注釈会社法（4）〔増補版〕』（有斐閣、1980年）278頁〔星川長七〕、上柳ほか・前掲書（注2）43頁〔今井〕、北沢・前掲書（注5）361頁。

(10) 大隅=大森・前掲書（注5）239頁、大隅=今井・前掲書（注5）151頁。

(11) 大隅=大森・前掲書（注5）239頁、大森ほか・前掲書（注9）279頁〔星川〕、石井・前掲書（注5）306頁、大森忠夫『新版・会社法講義』（有信堂、1967年）177頁、大隅・前掲書（注5）259頁〔山口〕、服部=菅原・前掲書（注2）258頁、上柳ほか・前掲書（注2）43頁〔今井〕、大隅=今井・前掲書（注5）151頁参照。同旨、松田二郎=鈴木忠一『條解株式会社會社法（上）〔再版〕』（弘文堂、1954年）263頁、鈴木竹雄『株式実務（新版）I 定款』（有斐閣、1961年）44頁、鈴木=石井・前掲書（注2）130頁、北沢・前掲書（注5）361頁、服部榮三編『基本法コンメンタル会社法2〔第7版〕』別冊法セミ171号（2001年）10頁〔星川長七〕。

意思を法の要する最低限を以てするというように合理的に解釈して、3分の1以上の定足数を必要とすると解釈しうるといふ。そこから、会社が普通決議一般について定足数を排除する定款の定めを置き、さらに会社が取締役選任決議につきその定足数を発行済株式総数（総株主の議決権）の3分の1以上とする意思を有する場合には、取締役選任決議の定足数を3分の1にまで引き下げる旨の定めを置く必要はないと解されるようになった<sup>(12)</sup>。そして、このような場合の取締役選任決議の定足数を発行済株式総数（総株主の議決権）3分の1にまで引き下げる定めは、定款の任意的記載事項であると説明するものもあった<sup>(13)</sup>。

### (3) 平成17年会社法改正後の取締役の解任決議の定足数に関する議論

平成17年改正により、取締役解任決議が普通決議事項とされたので、普通決議一般の定足数に関する定款の定めと、取締役選任決議の定足数との関係に加えて、取締役解任決議の定足数との関係も問題となる。

これまでの通説の立場からは、普通決議一般について定足数の定めを排除または3分の1未満に引き下げる定めを置きつつ、取締役の選任および解任について何らの定款の定めを置かない場合には、役員を選任および解任について会社法341条に定める最低限（議決権を行使できる株主の議決権の3分の1）まで定足数を軽減したものと見て、普通決議一般に関する定款の定めを認めるべきであるとの指摘がなされている<sup>(14)</sup>。

他方、平成17年会社法改正を反映した全国株懇連合会の定款モデルにおいては、普通決議について定足数を排除する規定、および、取締役選任決議の定足数を議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席とする規定が置かれているが、取締役解任決議については特に規定が置かれていない<sup>(15)</sup>。このような定款モデルの解説としてではあるが、取締役解任決議につい

(12) 日本私法學會『私法別冊 改正會社法の疑義と解明』（有斐閣、1951年）59頁以下〔矢澤惇発言〕。

(13) 大橋光雄『新会社法の実務 I 定款』（ダイヤモンド社、1951年）121頁・207頁（注3）、日本私法學會・前掲書（注12）59頁〔鈴木竹雄発言〕。他方、この場合に取締役選任決議の定足数を発行済株式総数の3分の1以上とする旨の定款の定めを必要とする趣旨の文献については、岡咲・前掲書①（注5）94頁、同・前掲書②（注5）81頁参照。

(14) たとえば、平成5年9月全国株懇連合会「全国株懇連合会定款モデルの変更に伴う脚注の変更について」定款モデル第16条（取締役の選任方法）脚注（1）・第26条（監査役の選任方法）脚注（1）、平成16年2月6日全株懇理事会決定「定款モデル（単元株制度採用会社）」補足説明第18条（1）（取締役の選任方法）・第29条（監査役の選任方法）等を参照。

(15) 酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法（4）』（中央経済社、2008年）337頁以下〔奥島孝康〕。

(16) たとえば、全国株懇連合会編『全株懇モデル—定款・株式取扱規程・招集通知・事業報



て定款に別段の定めがない場合には、会社法の原則に戻り、取締役解任決議の定足数は議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主の出席である（会社法341条）とする見解が見られる。<sup>(17)</sup>このような新たな見解は、上記（2）で述べた二つの解釈のうち、通説とはならなかった前者の解釈と同一のものということができるであろう。このような見解の中には、取締役解任決議だけではなく取締役選任決議についても、普通決議一般について定足数を排除する規定を置きつつ、取締役選任決議について定款に別段の定めを置いていない場合には、原則に戻り、取締役選任決議には議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席を要するとする見解も見られる。<sup>(18)</sup>

平成17年会社法改正前は、取締役および監査役の選任決議の定足数のみが3分の1までの引下げを認められていたので（平成17年改正前商法256条ノ2、平成17年改正前280条1項）、普通決議一般について定足数を排除する定款の定めがあれば、取締役および監査役の選任決議の定足数について定款の定めがない場合にその定足数を発行済株式総数（総株主の議決権）の3分の1以上と解する通説の立場をとることも、一定の合理性があったものということができる。しかし、平成17年会社法により、取締役の選任決議だけではなく解任決議についても、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1を下限として定足数を引き下げることが認められており（会社法341条）、監査役の選任決議（会社法343条4項参照）、会計参与の選任決議および解任決議についても同様である。したがって、役員を選任決議について、決議事項ごとに異なる定足数の定めを置く可能性がそのように拡大しており、普通決議一般の定足数の定めを置いた場合にその定足数によるべきであるというこれまでの通説の立場は、もはやそれを定款の合理的な解釈とみることは困難であるように思われる。

もっとも、平成17年会社法改正前に設立された会社については、これまでの通説の理解に基づき定款の定めが置かれていたということもありうるので（普通決議一般の定足数を排除する定款の定めを置いているので、あえて取締役選任決議の定足

告など〔新訂2版〕（商事法務、2009年）等を参照。

(17) 宝印刷株式会社証券研究会編中村信男著『会社法による定款作成の実務 全株懇モデルの検討と解説』（中央経済社、2006年）120頁、下山祐樹「全株懇『定款モデル』の解説」商事1761号（2006年）35頁、三菱UFJ信託銀行証券代行部編『新会社法の定款モデル 定款作成・変更の記載実務』（中央経済社、2006年）86頁、全国株懇連合会・前掲書（注16）50頁。

(18) 宝印刷株式会社証券研究会・前掲書（注17）116頁。なお、取締役解任決議について新たな見解に立ちつつ（全国株懇連合会・前掲書（注16）50頁）、取締役選任決議の定足数を3分の1にまで引き下げる定めは任意的記載事項であるとするものがあるが（同書・49頁以下）、一貫した説明とはいえない。

数を 3 分の 1 以上とする定款の定めを置かなかつた場合など)、そのような会社の定款を解釈する場合にはその点を考慮すべきであるように思われる。

### 3 本件定款の解釈

#### (1) 本判決の検討

本件定款18条は、「普通決議の要件」と題し、「法令又は定款に別段の定めある場合を除き出席株主の議決権の過半数を以って決する」と定めている。そして、同22条は、「取締役の選任については発行済株式総数の三分の一以上に当る株式を有する株主が出席しその議決権の過半数を以って決する。」との定めを置いて<sup>(19)</sup>いる。このような本件定款の定めから、平成17年会社法改正前の Y 社の意思は、普通決議一般について定足数を排除し、取締役選任決議について定足数を発行済株式総数の 3 分の 1 以上とすることにあつたといふことができる。しかし、平成17年会社法改正後に Y 社が取締役解任決議に関する定款変更を行わなかつたので、Y 社の定款の解釈について本件のような問題が生じることとなった。

本判決は、平成17年改正前商法では取締役の解任決議は特別決議事項とされていたが、平成17年会社法でも、取締役解任決議について会社法309条1項に定める普通決議とは定足数の緩和の点で異なる規定が置かれていること（会社法341条）、平成17年改正前商法の下では取締役解任決議は本件定款18条の法令に別段の定めがある場合に該当し、当該決議に本件定款18条が適用されなかつたことから、「改正後は、取締役解任決議の定足数を定款により法定の定足数（過半数）から法の規定に従って引き下げる意思を有する場合には、その旨を定款に明確に記載すべきである」とした。そして本判決は、平成17年会社法改正後に Y 社が本件定款の規定を改正したとは認められないとし、「取締役解任決議について規定した法341条は本件定款18条の法令に別段の定めある場合に該当するといふべきである」と判示した。

以上の判示から、本判決は、取締役解任決議を平成17年改正前に規定された本件定款18条の適用対象とするにはその旨を明記する必要がある、そのような定款変更が行われない場合には、取締役解任決議には普通決議一般の定足数を排除する本件定款18条の規定は適用されず、本件定款18条にいう法令に別段の定めある場合として会社法341条が適用されるので、Y 社の取締役の解任決議の定足数は議決権を行使できる株主の議決権の過半数の出席であると解していることが分か

(19) 平成17年改正前の実務では、Y 社のように、定款で普通決議の定足数を排除し、取締役選任決議について定足数を発行済株式総数〔総議決権数〕の 3 分の 1 以上とする会社が多かつたといふ。服部＝菅原・前掲書（注 2）258頁以下、大隅・前掲書（注 5）258頁以下〔山口〕、別冊商事法務編集部編『定款規定の事例分析（新訂第 2 版）』別冊商事276号（2003年）125頁参照。

る。

このような本判決の立場は、2（2）で述べたこれまでの通説とは異なるであろう。これまでの通説の立場からすれば、取締役解任決議も普通決議事項である以上、本件定款18条が直接適用されることとなり、原則としてその定足数が排除されるものの会社法341条の適用によりその定足数は議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上ということになるはずだからである（被告であるY社の主張も同様の趣旨であるように思われる<sup>(20)</sup>）。このような定款解釈を行った場合、取締役選任決議と取締役解任決議の定足数はそれぞれ3分の1以上ということになる。しかし、本件のように、一方では取締役選任決議の定足数について定款の定めを置きながら、他方では取締役解任決議の定足数について何ら定款の定めを置かないのに、以上のような解釈の結果として取締役選任決議および取締役解任決議の定足数がそれぞれ3分の1以上となることを会社が意図していたと解するのは、定款規定の合理的解釈とはいえない。

本判決は、普通決議一般について定足数を排除する定款の定めがあり、取締役解任決議の定足数について何らの定款の定めが置かれなかった場合に、会社法341条の原則に戻り、取締役解任決議の定足数として議決権を行使できる株主の議決権の過半数の出席を要するものと解する点で、2（3）に掲げた新たな見解と解釈を同じくするものであると考えられる。2（3）で述べたように、平成17年会社法改正後は特に、会社法341条に定める役員を選任決議についてそれぞれ異なる定足数要件を置くことも認められるのであるから、単に普通決議一般につき定足数の定めがあるというだけで、すべての役員を選任決議の定足数をそれと同様に解することは、定足数に関する会社の意思に合致しない定款解釈となるおそれがある。したがって、会社法341条に定める普通決議事項については、その定足数要件を引き下げの場合には定款でそれを明示することが必要であると考えられるし、そのような定款の定めがない場合には、会社法341条の原則に戻り、定足数を過半数と解することが定款の合理的な解釈ということができる。その意味で、本判決の枠組みは<sup>(21)</sup>妥当である。

また、取締役選任決議の定足数について定める本件定款22条が、取締役解任決議に適用または類推適用されないことも、本判決が判示する通りである。本判決

(20) 現行法のもとでも同様の解釈をするものとして、山本・前掲評釈（注1）95頁参照。

(21) 従来の通説を支持し、平成17年会社法改正により特別決議事項から普通決議事項となった事項については、平成17年会社法以前から存在する普通決議一般の定足数を排除する定款の規定の適用を当然に受けるとして、本判決の枠組み・結論に反対するものとして、山本・前掲評釈（注1）95頁以下がある。

(22) 同旨、大久保・前掲評釈（注1）18頁参照。

が指摘するように、「取締役選任の際の定足数要件は法の定める要件よりは緩和する一方、その解任は法律どおりの要件とするということは十分意味」があるので、平成17年会社法改正後に会社法341条において取締役の選任決議と解任決議とが同列に規定されているとしても、取締役の選任決議と解任決議の定足数を必ずしも同じものと解する必要はないからである。平成17年会社法改正後に取締役解任決議の定足数を取締役選任決議に合わせる場合には、定款22条が取締役解任決議も対象とすることを明示する定款変更を行うことが必要であったといえよう。<sup>(23)</sup>

なお、本判決は、本件定款18条の「法令又は定款に別段の定めある場合を除き」という表現に基づき、以上のような解釈を行っている。実務では、普通決議の定足数を排除する趣旨の定款の規定として「株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う」といった表現の規定が置かれることが多い。かりに「法令…に別段の定めがある場合を除く」という表現が定款条項になかったとしても、この表現は念のために記載されているものと解されるから、本件定款条項にこの表現がなかったとしても、本判決の判示に変わりはないであろう。

以上の検討から、本判決の判示するように、本件定款は、普通決議一般について定足数を排除し、取締役選任決議の定足数を発行済株式総数（総株主の議決権）の3分の1以上を有する株主の出席とするが、取締役解任決議の定足数は議決権を有する株主の議決権の過半数を有する株主の出席とする趣旨のものであると解することができる。本件総会において、議決権を行使できる株主の議決権数は、自己株式1700株を除く12万8300個であったが（会社法308条2項）、出席株主の保有株式数は5万6256株にすぎず、議決権を行使できる株主の議決権の過半数という定足数を満たしていなかった。したがって、本件決議は定足数要件を満たさなかったもので、決議方法に瑕疵があったとした裁判所の判断は妥当である。

## (2) 本判決の定款解釈の射程

本判決は、平成17年会社法改正前に設立された会社に関する事案であるが、平成17年会社法改正後に設立された会社において、本件のような定款規定が置かれていた場合（普通決議一般につき定足数を排除する定款の定めおよび取締役選任決議につき定足数を3分の1以上とする規定が置かれているが、取締役解任決議については特に定款の定めが置かれていなかった場合）には、どのように定款を解釈すべきであろうか。このような場合には、取締役解任決議の定足数については、会社があ

(23) 三菱UFJ信託銀行証券代行部・前掲書（注17）86頁参照。

(24) 稲葉威雄ほか編者『実務相談株式会社法2〔新訂版〕』（商事法務研究会、1992年）791頁以下〔中川庫雄〕。また、全国株懇連合会の定款モデル参照。

えて定款に別段の定めを置かなかったものと考えられるから、本判決の枠組みおよび2（3）で掲げた新たな見解にもとづき、取締役解任決議の定足数は会社法341条に定める議決権を行使できる株主の議決権の過半数の出席であると解することには、何ら問題はないであろう。

また、平成17年会社法改正前に設立された会社が、普通決議一般について定足数を排除する定款の定めを置いているが、取締役選任決議の定足数に関する別段の定めを置いていなかった場合であって、平成17年改正後も取締役の選任決議および解任決議の定足数について定款に別段の定めを置かなかった場合はどうか。平成17年会社法改正前に設立された会社については、2（2）で述べた通説に基づき、取締役選任決議の定足数を3分の1以上とする趣旨で、普通決議一般について定足数を排除しつつ取締役の選任決議について定足数を発行済株式総数（総株主の議決権）の3分の1以上とする規定を置かなかったという場合もありうる。この場合、会社が、平成17年会社法改正後に普通決議事項とされた取締役解任決議についても、その定足数を議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上とする意思を有するが、取締役選任決議と同様にあえて定款に定足数に関する定めを置かなかったという場合も想定しうる。このような事情が認定される場合には、取締役の選任決議および解任決議の定足数を議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上と解するのが、会社の意思に沿うものといえよう<sup>(25)</sup>。

これに関連して、平成17年会社法改正後に設立された会社が、普通決議一般について定足数を排除する定款規定を置いている一方で、取締役の選任決議および解任決議の定足数について定款に別段の定めを置いていない場合はどうか。平成17年会社法改正後は特に、これまでの通説の立場よりも本判決の枠組みおよび2（3）に掲げた新たな見解にもとづく解釈の方が合理的であると考えられるので、取締役の選任決議および解任決議の定足数は、会社法341条の適用により議決権を行使できる株主の議決権の過半数と解するのが相当であろう。

## （二）定足数不足という総会決議の瑕疵の性質

### 1 定足数不足と総会決議の瑕疵

明治32年商法のもとでは、特別決議については定足数として「総株主ノ半数以上ニシテ資本ノ半額以上に当ル株主」の出席が要求されていたのに対し（昭和13年改正前商法209条1項）、普通決議には定足数が要求されていなかった（昭和13年改正前商法161条1項）。

当時の判例は、特別決議を必要とする場合に昭和13年改正前商法209条1項所

(25) 酒巻＝龍田・前掲書（注15）337頁以下〔奥島〕参照。

定の定足数を満たさないことは強行規定に反するので、これに違反してなされた決議は当然に無効であるとしていた<sup>(26)</sup>(絶対無効説)。一方、普通決議については、定款で定足数を設けることが認められていたが、定款所定の定足数を欠く場合であっても強行規定に反するものではないので、その決議は絶対的に無効ではなく、昭和13年改正前商法163条1項に定める決議無効の訴えの対象となる(昭和13年改正後商法247条に定める決議取消の訴えに相当する)にすぎないと判示されていた<sup>(27)</sup>。学説においては、当時の判例と同様に特別決議について絶対無効説に立つ立場と<sup>(28)</sup>、特別決議につき定足数を欠く場合も、理論上は決議の成立過程における瑕疵であり、決議取消事由に該当するにすぎないとする立場<sup>(29)</sup>(多数説)が対立していた。

そこで、昭和13年改正商法は、総会招集の手続または決議方法の法令・定款違反のほか(昭和13年改正後商法247条1項前段)、決議が昭和13年改正後商法343条(特別決議の決議方法)の規定に違反してなされたときも決議取消訴訟の対象となることを明らかにした(昭和13年改正後商法247条1項後段)。この改正の趣旨は、昭和13年改正前の多数説の立場に立ち、特別決議につき昭和13年改正後商法343条1項に定める定足数を欠いた場合を決議取消事由に含めることにある<sup>(30)</sup>。

その後、昭和25年商法改正により、普通決議についても、発行済株式総数の過半数に当たる株式を有する株主の出席を定足数とする規定が置かれた(昭和25年改正後商法239条1項)。そこで、普通決議の定足数要件(昭和25年改正後商法239条1項)および取締役選任決議の定足数要件(昭和25年改正後商法256条ノ2)についても、昭和13年改正後商法343条の規定に違反してなされた場合と同様に決議取消原因であると解されるようになった(昭和13年改正後商法247条1項後段参照)<sup>(31)</sup>。

(26) 大判大正10年7月27日民録27輯1422頁〔解散決議において定足数(出席株主数)不足があった事案〕、大判昭和3年5月17日新商判集(二)126頁中90〔解散決議において定足数不足があった事案〕、大判昭和4年4月8日民集8巻269頁〔定款変更決議において定足数(出席株主数)不足があった事案〕、宇都宮地判昭和9年12月27日新聞3792号16頁、評論24巻商71〔解散の場合に準じて特別決議事項とされた営業財産の譲渡の決議において定足数不足があった事案〕。

(27) 大判昭和5年10月10日民集9巻12号1038頁〔臨時株主総会について総株金額および総株主の3分の1以上に当たる株主の出席を定足数とする定款の定めがあった場合に、取締役および監査役の選任決議について定足数不足があった事案〕。

(28) 松本丞治『日本會社法論』(巖松堂書店、1929年)265頁、水口吉藏・法論10巻4号(1931年)81頁。

(29) 竹田省・法叢26巻1号(1931年)156頁、田中耕太郎・判民4年度25事件、同・判民昭和5年度102事件、同・法協50巻5号(1932年)158頁。

(30) 田中耕・前掲書(注5)376頁、松田=鈴木忠・前掲書(注11)244頁。取締役解任決議について、大森ほか・前掲書(注9)305頁〔浜田一男〕。

昭和56年商法改正により、昭和56年改正前商法247条1項後段が削除されたが、定足数不足が決議取消事由に該当することに変わりはない。現在では、定足数不足は、普通決議についても特別決議についても、決議取消事由のうち決議方法の法令・定款違反にあたる（平成17年改正前商法247条1項1号〔会社法831条1項1号〕<sup>(33)</sup>）ものと説明されている。

昭和13年商法改正後の判例も一貫して、定足数不足が決議取消原因であるとしている。普通決議の定足数不足に関するものとして、神戸地判昭和31年2月1日〔取締役の選任決議<sup>(34)</sup>〕、最判三小昭和35年3月15日〔有限会社の社員総会決議に関する事案<sup>(35)</sup>〕、最大判昭和47年11月8日〔取締役・監査役の選任決議<sup>(36)</sup>〕、名古屋地判昭和50年6月10日〔取締役の選任決議<sup>(37)</sup>〕がある。特別決議の定足数不足に関するものとして、山形地判昭和38年3月18日〔取締役・監査役の解任決議<sup>(38)</sup>〕、最大判昭和47年11月8日〔取締役の解任決議<sup>(39)</sup>〕、東京高判昭和59年4月17日〔定款変更決議等〕がある。

本判決も、本件決議において会社法341条所定の定足数（議決権の過半数）が満たされなかったとして、本件決議にはその決議の方法に瑕疵があり、本件の定足数不足は決議取消事由にあたるという立場をとっている。このように本判決は、これまでの判例・学説の立場に沿うものといえることができる。<sup>(40)</sup> 定足数不足が決議

(31) 大隅=大森・前掲書（注5）230頁、鈴木=石井・前掲書（注2）138頁、松田=鈴木忠・前掲書（注11）244頁、松田・前掲書（注5）196頁、石井・前掲書（注5）275頁、大森ほか・前掲書（注9）191頁〔谷川久〕。

(32) 稲葉威雄『改正会社法』（金融財政事情研究会、1982年）176頁、竹内昭夫『改正会社法解説（新版）』（有斐閣、1983年）131頁、田中誠=山村・前掲書（注5）716頁・721頁、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法（12）』（有斐閣、1990年）31頁〔実方謙二〕参照。

(33) たとえば、江頭憲治郎『株式会社法〔第3版〕』（有斐閣、2009年）343頁、神田秀樹『会社法〔第12版〕』（弘文堂、2010年）178頁（注2）。

(34) 神戸地判昭和31年2月1日下民7巻2号185頁。当該事案は、普通決議一般について定足数を排除する定款の定めが置かれていたもの、取締役選任決議については定足数を過半数とする定款の定めが置かれていた場合に、取締役選任決議の定足数不足があったかどうか問題となった事案である。

(35) 最判三小昭和35年3月15日裁集民40号367頁・判時218号28頁。

(36) 最大判昭和47年11月8日民集26巻9号1489頁。当該事案は、取締役選任決議について定足数を3分の1以上とする定款規定が置かれている場合に、取締役選任決議の定足数不足があったかどうか問題となった事案である（普通決議一般に関する定款規定の有無は事実認定の対象となっていない）。

(37) 名古屋地判昭和50年6月10日下民26巻5-8号479頁。

(38) 山形地判昭和38年3月18日下民14巻3号407頁。

(39) 東京高判昭和59年4月17日判時1126号120頁、金判703号8頁。

不存在事由に該当する余地を指摘する立場もあるが、定足数不足は総会の成立態様に関する瑕疵にすぎず、決議取消原因と解するのが相当である。<sup>(41)</sup>  
<sup>(42)</sup>

## 2 定足数不足と裁量棄却

株主総会の決議取消しの訴えの提起があった場合に、招集の手続きまたは決議の方法が法令・定款に違反するときであっても、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認められる場合には、裁判所は、総会決議取消しの訴えの請求を棄却することができる（会社法831条2項〔裁量棄却〕）。昭和13年改正商法により定められた裁量棄却の制度は、昭和25年商法改正により一旦廃止されたが、昭和56年改正により再び明文で定められた。昭和56年改正後商法251条は、それまでの判例に基づき、違反事実の重大性と決議への影響の有無という2つの要件が満たされた場合に裁量棄却が認められるものとした（平成17年改正前商法251条）。

本判決は、Y社の裁量棄却の申立てに対し、定足数不足の瑕疵は決議の方法の法令違反であり、「定足数は法又は定款により当該決議を会社の意思とするために必要なものとして規定された株式数であって、定足数を充足することは株主総会が適法に成立するための基本的要件であり、定足数不足の瑕疵は重大な法令違反である」と判示して、Y社の申立てを斥けている。本事案と同様の事案として、取締役の選任決議の定足数に関する名古屋地判昭和50年6月10日（前掲）

(40) なお、名古屋地判昭和50年6月10日・前掲（注37）は、取締役および監査役の選任決議の定足数につき特に定款の定めがなかった場合に、過半数の定足数要件が満たされなかった事案に関するものであるが、裁判所は、平成17年改正前商法239条1項（会社法309条1項）違反の重大な瑕疵であるとしている。

(41) 大久保・前掲評釈（注1）18頁、弥永真生『リーガルマインド会社法〔第12版〕』（有斐閣、2009年133頁（注60）参照。また、東京地判昭和53年11月30日判時915号104頁、判タ377号159頁、金判581号41頁（東京高判昭和59年4月17日・前掲（注39）の原審）、東京地判平成13年1月30日（平成12年（ワ）第12774号）判例集未登載。

(42) 神戸地判昭和31年2月1日・前掲（注34）、旭川地判昭和35年2月19日金判340号10頁（最大判昭和47年11月8日・前掲（注36）の第一審判決）、東京高判昭和59年4月17日・前掲（注39）、大森ほか・前掲書（注9）305頁〔浜田〕、石井照久「株主総会決議の瑕疵（三・完）」法協51巻3号（1933年）1頁以下、55頁〔『株主総会の研究』所収（1958年）195頁〕。決議の多数決要件が満たされなかった場合も決議の成立態様における瑕疵であると解されているが、そのように多数決要件が満たされなかった場合を決議不存在事由ではなく決議取消事由であるとする裁判例として、台湾高判昭和15年5月30日新聞4574号5頁、評論29巻商291〔産業組合の総代選挙について定款に定める選出要件が満たされなかった事案〕、大阪高判昭和35年7月29日下民11巻7号1606頁〔第三者割当増資決議において多数決要件が満たされなかった事案〕、大阪地判昭和50年1月29日判タ323号249頁〔定款変更決議において多数決要件が満たされなかった事案〕がある。



があるが、この判決では、取締役選任決議の定足数不足は平成13年改正前商法239条1項違反の重大な瑕疵であるので、当該決議は裁量棄却しうる場合に該当しないと判示された。本判決も、定足数不足が重大な瑕疵であるとしてY社による裁量棄却の申立てを斥けているので、名古屋地判昭和50年6月10日と同様の立場に立つものであり、妥当である。なお、Y社は、本件総会には総株式の過半数に近い出席があったことなどを主張しているが、本判決はこのような事情を考慮に入れていない。定足数に満たない株式数（議決権数）がわずかなものであっても、定足数要件が満たされなかった以上は、決議に重大な瑕疵が生じたもの<sup>(43)</sup>と考えてよいであろう。

### （三） 結 論

本判決は、定款の定めにより普通決議一般の定足数を排除し取締役選任決議の定足数を発行済株式総数の3分の1以上としていた会社において、平成17年会社法制定後に取締役解任決議について定款に何らの定めも置かれなかった事案に関するものである。定款の解釈において、取締役選任決議の定足数は原則として普通決議一般の定足数の定めによるべきであると解するのがこれまでの通説の立場であった。それに対して本判決は、普通決議一般につき定款に別段の定めがあったとしても、取締役解任決議の定足数につき定款の定めがない場合には、普通決議一般に関する定款の規定の適用を受けずに会社法341条の原則に戻るという定款解釈を行った。上述したように、このような本判決の解釈は特に平成17年会社法改正後は妥当であり、この点に関する裁判所の立場を示したという点で、本判決は事例的な意義を有する。本判決の枠組みからすれば、会社が取締役の選任決議および解任決議について定足数を加重または軽減しようとする場合には、その旨を定款に明記する必要があることになるので、その点で、本判決は実務にも影響を有するであろう。

本判決はまた、定足数不足が決議方法の法令・定款違反として決議取消事由に該当し、裁量棄却との関係において重大な瑕疵にあたることを示した点で、従来の判例・学説の立場に沿うものである。

以 上

---

(43) 名古屋地判昭和50年6月10日・前掲（注37）においても、発行済株式数6000株の株式会社において3000株の株主の出席があっても、定足数不足により重大な瑕疵があったと判示されている。また、上柳ほか・前掲書（注32）31頁〔実方〕参照。